

平成31年1月理事会議事録

- 1 開催日時 平成31年1月28日（月） 15時00分 ～ 15時47分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 理 事 長             | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事           | 三 好 昌 武 |
| 公 益 代 表 理 事       | 清 谷 哲 朗 |
| 同                 | 築 瀬 博 章 |
| 保 険 者 代 表 理 事     | 高 橋 直 人 |
| 同                 | 鳥 海 孝 治 |
| 同                 | 長 尾 健 男 |
| 同                 | 鈴 木 茂 明 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事   | 木 暮 弘   |
| 同                 | 伊 藤 彰 久 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 中 川 俊 男 |
| 同                 | 松 本 吉 郎 |
| 同                 | 松 本 純 一 |
| 同                 | 牧 野 利 彦 |
| 公 益 代 表 監 事       | 木 内 充   |
| 保 険 者 代 表 監 事     | 内 田 好 宣 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事   | 田 中 伸 一 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰   |
| 常 任 顧 問           | 助 川 正 博 |
| 参 与               | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議 事  
社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更（案）
  - 2 報告事項
    - (1) 平成31事業年度支払基金審査支払手数料等
    - (2) 監事意見に対する回答
    - (3) 監事意見に対する取組の進捗状況
    - (4) 熊本支部監事監査結果報告
  - 3 定例報告
    - (1) 平成30年11月審査分の審査状況
    - (2) 平成31年1月審査分の特別審査委員会取扱状況

(3) 平成30年12月理事会議事録の公表

4 その他

規制改革推進会議「第5回規制改革推進会議 医療・介護WG」

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

議事録署名者として伊藤理事、松本吉郎理事にお願いする。

本日の理事会は、被保険者代表の木村理事、吉田理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、14名の出席を確認したので、支払基金定款第21条第1項に規定する定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

議事「社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更（案）」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更（案）」について、変更内容（理事長特任補佐の設置期間を平成30年度から平成36年度までの間に延長）及びその理由を説明。

-----

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

2年前に特任補佐を置いた際にかなり議論したのだが、その時はどういう業務を行うのか、紙の資料を見ながら議論した覚えがある。それが今回、定款、附則の変更によって期間が延長されるが、特任補佐に担ってもらおうとしている業務について、変更があるのかどうか。想定している業務がどのようなものなのか、もう少し補足の説明をいただきたい。

(事務局)

資料の新旧対照表をご覧いただきたい。理事長特任補佐の所掌事項というのは、個別に指定しているものではなく、附則第8条の第3項のところ、この基金の特に重要な課題について、理事長の命を受け理事長を補佐する

ということになっている。一番最初の議論でも、法改正を国会に出すという前提で議論をしていたと思うが、霞が関の各省庁であったり、関係団体であったりと、法改正に関わるような関係の折衝。それから改革の関係で、支部や関係団体との調整。こういった業務があるということで、全体として、特任補佐を置くことについて、ご了解をいただいたものと記憶している。

それから、その後、個別にどの人を理事長補佐に任命するかということの議論の中で、一つは法改正の関係のこと。それからもう一つは、いろいろな数字の分析等も含めて、ビッグデータの活用ということでご議論いただいた。

そこまで大きな変化があるということではないと思うが、これから国会審議で法案が成立して、その後施行になっていくという場面になったら、それを実際に基金内部であったり対外的な折衝であったり、現場の意見をきちんと反映させる、そういう仕事がまた必要になってくると思っている。今度はそういう役割も、必要であれば理事長の特命を受けて、特任補佐が担っていくということで考えている。

(診療担当者代表理事)

少し教えていただきたいのが、この任期の2年というのは、4月1日から2年後の3月31日と考えてよろしいか。

それともう1点が、今、事務局から理事長の特命を受けてという話をされたが、特命によっては、あと一人増やすことができるのか。2名以内を置くことができるとなると、あと一人増やす予定があるかどうか教えていただきたい。

(事務局)

任期であるが、前回は平成28年4月1日に施行しているので、4月1日から3月31日までの2年間ということになる。ルール上、次は平成36年までで2年としているので、仮に任命が年度の半ばになれば、これはそこから2年という形になる。

今の特任補佐が再任ということで、日付が途切れないのであれば、これはそこからまた2年というのが今の見込みになる。

それから、もう一人置く予定があるのかどうかについては、現状でどの仕事を担っていただくかを想定しているものは、今はない。今後、理事長がどう考えるのかによるが、今現在はその予定はないものと考えている。

(診療担当者代表理事)

二人目を置くかどうかは理事長が考えるのか。

(事務局)

新旧対照表にあるように、理事会の議決を経て選任、解任をすることであるので、提案をするのは執行部かもしれないが、ルール上、理事会で決めていただくのが前提である。

(診療担当者代表理事)

では、他の理事と同じように、選考委員会とかそういうものを設置するのか。

(事務局)

現状では、これは理事長の特命ということなので、選考委員会という形ではなく、指名ということで考えている。将来、状況が変わった際はどうかは分からないが、現状ではそういう形で行っている。

(診療担当者代表理事)

今のお話を聞いていると、理事長のお考えがかなり反映される特任補佐だと思っただけだが、そうなってくると、今回のように任期中に理事長が変わることになった場合、新たに理事長がお願いするのか、その任期をそのまま引っ張っていくのか。理事長が途中で変わったとしても、3月31日までという理解でよろしいか。

(理事長)

今の特任補佐の任期は平成30年度末までということなので、理事長は確かに交代したが、先ほど事務局から説明があった法改正であるとか、そういう必要性自体は、むしろ今高まっている状況であるので、特段の考えがあれば、この規定にあるとおり、仮に解任するということがあれば、本議決を経ることかと思う。先ほどご質問があった件については、今は変更がないと考えているので、今回この議案をお諮りしているということである。

それは、理事長が変わったことによって、お願いすべき事項が変わるとか、事情が変わったりすれば、理事会にお諮りした上で、解任はできるとかということかと思っている。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、この件について、原案どおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

(理事長)

それでは、そのような取扱いにさせていただきます。

報告事項(1)「平成31事業年度支払基金審査支払手数料等」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「平成31事業年度支払基金審査支払手数料等」について、事務費勘定に係る事務費単価、社会保障・税番号制度の勘定に係る運営負担金単価及び消費税率が引上げとなった場合の事務費単価の取扱いを説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(保険者代表理事)

確認なのだが、資料2の31年度の消費税の「10月以降」というのは、審査分という意味なのか。

(事務局)

8月診療分、9月審査、10月の請求支払ということである。

(保険者代表理事)

そうすると、支払基金は9月審査分を10月に請求するが、9月審査分に10%が乗るということか。

(事務局)

確か請求の発生日で見るという整理になっていたかと思うが、そこは今確認する。

(理事長)

今すぐに確認し回答させていただきます。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(保険者代表理事)

消費税は、物の提供とかサービスの提供があった時点が課税の基準点になるので、審査が9月だとまだ8%なので、10月請求は8%ではないかと思った。そこは確認願いたい。

(常任顧問)

前回の消費税改正の時に、国税とやり取りをさせていただいた。要は支払を完了して、初めて全体の委託業務が完了ということなので、審査をした月ではなくて、実際、最終的にお金を払った時をもって消費税がかかるという考え方のようである。

(診療担当者代表理事)

月遅れ請求などはどうなるのか。

(保険者代表理事)

支払が10月であれば、10月になる。

(診療担当者代表理事)

5月だろうが6月だろうが、請求遅れは支払った時にかかるということか。

(理事長)

事務局から回答する。

(事務局)

先ほど申し上げたとおり、8月診療分、9月審査で、10月の請求支払。支払をもって役務が完了した時点で、消費税が課税されるということになる。

(理事長)

税務当局と話をして、そういう整理だということのようなので、よろしく願います。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、報告事項(2)「監事意見に対する回答」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「監事意見に対する回答」について、指摘のあった内部統制システムの整備に向けた方策（内部統制に関する基本方針等の策定、各部署におけるリスクの網羅的な洗い出し、組織横断的な内部統制システムの整備を推進する組織体制）を説明。

-----

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、報告事項(3)「監事意見に対する取組の進捗状況」及び報告事項(4)「熊本支部監事監査結果報告」について公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

昨年11月に提出した意見書に対する回答については、先ほど説明があったとおりであるが、既に提出した分の改善状況について、報告させていただく。

まず、スライド7ページであるが、平成28年3月に提出した意見書で、情報セキュリティ態勢を整備するということ、災害対応態勢を整備すること、それから60歳以上の再雇用制度の充実を図っていくことの3点を指摘している。

そのうち、情報セキュリティ態勢については、取組がなされているという判断で昨年1月の改善状況の報告をもって、フォローを終了している。

災害対応態勢については、首都直下地震、そして南海トラフ地震を想定した業務継続計画をきちんと作成するということが主眼になる訳だが、首都直下地震については、ひとまず業務継続計画を作成しており、今後不十分な部分を更に改善していくという段階である。

それから、南海トラフの地震については、今後、被害想定をしっかりと定めた上で、業務継続計画を作成していかなければならないと考える。以上が昨年10月末までの災害対応態勢の整備の状況である。

60歳以上の再雇用制度についてだが、60歳以降の再雇用制度そのものについては、一通りの改善が果たされており、まだいろいろ課題はあるかと思うが、フォローを終了している。

ただ、同じ項目で指摘をした障害者雇用について、改善状況のフォローを続けている。こちらについては、平成30年6月1日現在の障害者の雇用率が2.22%ということで、法定雇用率はカバーをしているということは確認しているが、それぞれの取組については、更に充実させていく必要があると考えている。

特に、昨今、新卒の職員採用で、障害者も何人か採用ができてきている状況だが、その方々に対するきめ細かいフォローといった点が、今後重要になってくると考える。

それから、スライド8ページであるが、こちらは平成28年の12月に提出した意見書である。こちらは内部監査態勢の充実ということで、5項目に分け

て指摘をしている。

それぞれ一定の前進を見ているところではあるが、特に内部監査の品質の管理、リスクベースでの内部監査の実施、それから内部監査の対象というところも、従来の部室、支部単位の内部監査から、もう少し網羅的、組織横断的な内部監査を実施すべきといった点が、今後の課題になると思う。引き続き、この辺りについては、フォローをしていきたいと考えている。

続いて、報告事項(4)「熊本支部監事監査結果報告」について説明する。

スライド10ページになるが、1月17日に熊本支部の監事監査を実施した。監査総評として、おおむね適切に業務運営が実施されているものと確認しているが、庶務・経理関係については、整理・整頓に取り組んでいるものの、もう一段レベルアップが必要だろうということで、継続的に進めてもらいたいという指摘を行った。

それから、業務・審査関係については、支部のシステムで審査事務に対するPDCAを実施していて、これ自体は効率的で完成度が高いということであったが、上司・部下のコミュニケーションをしっかりとって、PDCAが形骸化しないようにということで指摘をしてきたところである。

併せて、長期未処理が若干増えており、その減少に向けて組織的に取り組んでいる状況は確認できたが、そもそも長期未処理が発生しても滞留しないように、チェックして対応するといった仕組みづくりが必要であると伝えてきたところである。

(理事長)

報告事項(3)「監事意見に対する取組の進捗状況」及び報告事項(4)「熊本支部監事監査結果報告」について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(1)「平成30年11月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成30年11月審査分の審査状況を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(2)「平成31年1月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成31年1月審査分の特別審査委員会取扱状況について報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(3)「平成30年12月理事会議事録の公表」について報告する。

12月理事会議事録については、皆様方に議事内容を確認いただいた上で、議事録署名者である鈴木理事、牧野理事にご署名いただいているので、速やかに支払基金ホームページに掲載することとする。

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、その他「規制改革推進会議「第5回規制改革推進会議 医療・介護WG」」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

1月17日に「第5回規制改革推進会議 医療・介護WG」が開催され、厚生労働省からは基金法関連も含めた法律関係の内容について説明し、また支払基金からはシステム関係の内容（新システムの調達及び開発状況）について報告した旨を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

実証テストの第3組の報告がまだ出ていないと思うのだが、今回、システム調達開発状況ということで報告されている中で、実証テストで明らかになった課題がきちんと反映されているのかどうかということが気になって

いる。具体的には一番支障があった、同一レセプトを別の端末で開けることができないという事象が、非常に実務上問題があったと思っている。これについては、システムの調達の仕様の中に入っているという認識でよろしいか。

それと、第3組はまだ終わってない訳で、これから明らかになってくる課題というのは、調達に入りきらない部分が出てくるのではないか。そうすると、また別に費用がかかるとか、その辺りの関係性がよく分からないので、まず具体的には、先ほど言った同一レセプトを別の端末で開けられない問題というのはきちんと入っているのかということと、今後出てきた課題への対応はどうするのかを教えてください。

(事務局)

まず、第3組の結果については、資料、アンケート等を回収して、大体揃っているところであるが、まだ集計したり、そういったところには至っていない。

もちろん、第1組、第2組の各支部からいただいた意見と同じようなものもあるだろうし、新しいものもあると思うので、そこはきちんと反映したい。2月にかかると思うが、そこを進めていきたいと思っている。

特にご指摘のあったシステム上、同時にレセプトが見れないといったことはある程度、第1組を始めた時点で、私どもも現場の声として聞いていたこともあり、今回のシステム開発では、もちろん取り込んでいくということで進めている。

現在進めている調達についても、まだこれから設計という状況で、仕様についてはきちんと固めるということで進めているが、現段階ではそれで、今回の実証テストで分かったものが取りこぼされていることはないというのが現状である。

(理事長)

よろしいでしょうか。

(診療担当者代表理事)

今日の説明とは直接関係がないかもしれないが、以前にも、集約化に向けた話の中で、地元雇用をどう考えるかということをお聞きした。今日の監事意見の中で、障害者雇用の話があったので、これも現在の障害者の方々が、集約化によって影響があるのかなのか。今日直接お答えは無理だと思うので、その辺りを考慮しながら進めていただきたい。これは要望である。

(理事長)

その辺りについては、承った。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、全体を通じて質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、本日の理事会を閉会する。次回の理事会は、2月25日(月)午後3時から、この場所で開催する。

平成31年1月28日

理 事 長 神 田 裕 二

被 保 険 者 代 表 理 事 伊 藤 彰 久

診 療 担 当 者 代 表 理 事 松 本 吉 郎